

あじす

2004
2/20

お知らせ版



阿知須町イメージキャラクター
「コッコちゃん」



昭和48年頃の浜田橋



上は、昭和48年頃の浜田橋の写真です。昭和25年11月25日に架設され沖の原・旦方面と街を結ぶ橋、また中学校への通学路として重要な役目を果たしていました。しかし、昭和51年12月15日に国道バイパスが開通し、その役目を終了しました。下の写真は、現在の浜田橋付近の井関川の様子です。また取り壊された浜田橋の代わりとして上流に浜表橋が架けられました（現サンパーク裏）。

浜
田
橋



今の浜田橋付近

高病原性鳥インフルエンザ

1月12日に阿東町の採卵養鶏場で高病原性鳥インフルエンザが発生しました。日本では、1925年発生以来79年ぶりの発生となります。最近では、オランダ・韓国などで発生があり、今回の病原体は韓国と同じタイプのウイルスです。

高病原性鳥インフルエンザとは？

鳥類にかかるインフルエンザのうち感染した鳥が急に死亡したり(今回の発生例)、全身症状をおこしたりと特に強い病原性を示すものをいいます。

外国では、鶏から人に感染した事例がありましたが、鶏肉や卵から人に感染したという報告はありません。

飼育上の注意点！

- 毎日の観察……………急に死亡した。食欲がなくなった。鶏冠の色が変わった。目をつむりじっとしている。羽を逆立て、首を力無くうなだれている。異常卵(やわらかい殻の卵)を産んだなどの症状がないか毎日観察してください。
- 野鳥の侵入防止……野鳥がウイルスを運んでくる可能性があるので、飼育舎にスズメなどの野鳥が侵入しないようにしてください。(防護ネットなど)
- 消毒……………このウイルスには、逆性石鹸で十分対応できます。飼育舎の中や周囲に噴霧し、舎内に入出りの際には靴の裏などをよく消毒してください。

予 防

1. 手洗い・うがいを励行する。
2. 飼育鳥の観察を徹底する。
3. 飼育舎への野鳥の侵入を防ぐ。

県では現在、発生農場から半径30キロ以内の移動制限区域の鶏を対象にウイルス感染の有無を検査しており、結果に異常がなければ2月中に終息宣言が出され、制限が解除される見通しです。

●問い合わせ 県中部家畜保健衛生所 ☎083-989-2517
町産業振興課農林業係 ☎65-4111 内221

ニューカッスル病
ワクチン接種にご協力を

ニューカッスル病とはウイルスを原因とする法定伝染病で、ほとんどの鳥類が感染する疾病で、日本でも常駐化し、鶏・うずら・鳩など各種鳥類で発生。症状は急性発熱性の伝染病で、鳥の元気がなくなり直ぐに死んでしまいます。対象となる鳥類を飼われている人は連絡のうえ接種にご協力ください。なお、飼養されている鳥類に異常があった場合も、直ぐにご連絡ください。

④対象 ちゃば・烏骨鶏など家庭で飼われている鶏の仲間。産んだ卵が朝市などで販売されている鳥。

④接種方法 鳥の頭にワクチンを噴霧

④ワクチン接種日 三月九日

④火・十日水 ※立会いができる日をお知らせください。

④費用 一羽につき一円

④接種時期 年二回程度

④申込期限 二月二十七日金

④問い合わせ 町産業振興課

農林業係 ☎65-4111 内

221)

町臨時事務職員募集

町では、四月一日から臨時の事務補助職員を次のとおり募集します。

④ 応募資格 四十歳未満の町内在住者

④ 職務内容 事務補助（パソコン入力、窓口・電話対応など）

④ 勤務時間 月曜日から金曜日までの午前八時半から午後五時十五分

④ 賃金 月額五千五百二十円

④ 募集人数 若干名

④ 申し込み 三月三日（水）までに履歴書を町総務課まで提出してください。その後面接を行います。

④ その他 雇用にあたっては登録制度をとります。

④ 問い合わせ 町総務課総務交通係（TEL 65 4 1 1 1 内 1 0 7）

予備自衛官補採用試験案内

自衛隊山口地方連絡部では、平成十六年度第一回予備自衛

官補の採用試験を行います。

④ 予備自衛官とは 平成十四年度から発足した新しい制度であり、普段は社会人として、それぞれの職業に従事しながら必要とされる練

度を維持するために訓練に応じ所定の教育訓練終了後、予備自衛官として採用され、有事の際には、防衛招集に

応じて出頭し、後方の警備や後方支援などの任務に当たります。また、平時にお

いても長官が特に必要と認める場合には、災害招集に応じることとなります。

④ 一般公募 日本国籍を有し、十八歳以上三十四歳未満の自衛官未経験者

④ 技術公募 日本国籍を有し、十八歳以上で衛生・語学・整備・情報処理・通信・電気・建設などの国家

免許資格などを有する自衛官未経験者（年齢の上限は、保有する技能により五十三

～五十五歳未満）

④ 受付期限 四月九日（金）まで

④ 試験 四月十七日（土）・十八日（日）・十九日（月）のいずれか一日 筆記試験・口述試験・適性検査・身体検査

④ 問い合わせ 町健康福祉課保健福祉係（TEL 65 4 1 1 1 内 1 5 1）

④ 問い合わせ 自衛隊宇部募集事務所（TEL 3 1 1 4 3 5）または町総務課総務交通係（TEL 65 4 1 1 1 内 1 0 7）

子育てに関するニーズ調査実施

本町では、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画を平成十六年度中に策定することとしております。このため、町民の皆さんの子育て支援に関する生活実態やご要望・ご意見などを把握するべく、小学生以下のお子さんがいらっしゃる全世帯（平成十五年十月一日現在）を対象に、子育てに関するニーズ調査を実施いたします。調査票は既に町保育園・小学校に通っておられる人は、保育園・学校を通じて、それ以外の人については郵送にて送付してあります。ご多忙のことと存じますが調査にご協力をお願いします。

④ 提出期限 二月二十五日（水）

④ 問い合わせ 町健康福祉課保健福祉係（TEL 65 4 1 1 1 内 1 5 1）

労災保険制度などの相談

財団法人労災保険情報センターでは、厚生労働省の委託を受けて、労災診療費の支払いに関することや、労災制度全般のご相談をお受けしています。相談は無料で秘密は厳守します。お気軽にご相談ください。

④ 問い合わせ（財）労災保険情報センター山口事務所 山口市中央五丁目二―三四セントラルビル四階（TEL 0 8 3 1 9 3 2 1 1 2 2 FAX 0 1 2 0 0 5 5 1 3 1 3 0 8 3 1 9 3 2 0 1 3）

放送大学 社会人学生募集

放送大学では、学びたい科目を一科目から自宅に居ながらテレビで学べる通信制の大学です。平成十六年四月入学を次のとおり募集します。

④ 対象

【教養学部】

「全科履修生」

満十八歳以上で四年以上在学し、学位の取得を目指す人

④ 選科履修生

満十五歳以上で一年間在学し、希望する科目を一科目から履修する人

④ 科目履修生

満十五歳以上で六か月間在学し、希望する科目を一科目から履修する人

④ 大学院

④ 修士科目生

満十八歳以上で六か月間在学し、学習・研究したい科目を一科目から選択、履修する人

④ 出願受付期限 二月二十九日（日）大学本部必着

④ 資料請求・問い合わせ

千七五六―〇八八四 小野田市大学通一―一（山口東京理科大学内） 放送大学山口学習センター（TEL 8 8 1 3 0 2 0）



石綿による疾病の 認定基準改正

石綿ばく露作業に従事している、または従事したことのある労働者に発生した疾病（石綿肺、肺がん、中皮腫、良性石綿胸水とびまん性胸膜肥厚）について、平成十五年九月十九日、労災保険の認定基準が改正されました。主な改正点は次のとおりです。

○石綿との関連が明らかな中皮腫として認定基準には「胸膜または腹膜の中皮腫」が示されていたが、これに「心膜、精巣鞘膜の中皮腫」を追加。

○石綿との関連が明らかな疾病として、「良性石綿胸水」と「びまん性胸膜肥厚」を新たに例示。

○石綿ばく露作業について、過去の労災認定事例などを踏まえ、見直し。

○中皮腫に係る認定要件のうち、石綿ばく露作業への従事期間を「五年以上」から「一年以上」に短縮。

○肺がんと中皮腫の医学的所見に係る要件のうち、石綿ばく露指標として重要な「胸膜ブランク（胸膜肥厚斑）」と「石綿小体または石綿繊維」をそれぞれ独立させるなどの見直し。

☎**問い合わせ** 山口労働局労災補償課 (☎) 083-99

春季全国火災 予防運動

5-0374 URL
<http://www.yamaguchi.plb.s-jip> または最寄りの労働基準監督署

三月一日から七日まで、全国一斉に火災予防運動が実施されます。昨年、阿知須町では三件、宇部市では七十四件、合計七十七件の火災が発生しました。主な出火原因は、たき火、こんろ、たばこ、放火や放火の疑いです。空気が乾燥し、火災が起こりやすい時期が続きます。火の元には十分注意しましょう。

☎**問い合わせ** 宇部市消防本部 (☎) 21-6111



3月のごみ収集日

可燃ごみ(町内全域)月・水・金

1 3 5 8 10

12 15 17 19 22

24 26 29 31

不燃ごみ(町内全域)

プラスチック製容器包装類
(毎週火曜日)

2 9 16
23 30

焼却灰・ビン類
(第1・3木曜日)

4 18

紙製容器包装類
(第2・4火曜日)

9 23

※雑誌・段ボール・新聞紙は、第2火曜日

アルミ・スチール缶、その他
(第2・4木曜日)

11 25

※ペットボトルは、第4木曜日

●ごみを出す時間

前日午後5時～当日午前7時半

●清掃センターへのごみの 直接持ち込み

毎週月～金曜日(祝祭日は休み)

●午前7時半～正午

●午後1時～2時

●問い合わせ

町生活環境課 (☎) 654111 (内) 132

町清掃センター (☎) 654953